

2025年度 気象警報発表に伴う臨時措置について

気象警報発表に伴う臨時措置について、下記のように致します。

ここにいう 気象警報とは、貝塚市に発表された気象警報のうち
暴風警報 または **大雨警報(浸水害)** とします

★午前7時現在、上記の気象警報が発表されている場合

休校とします。 その後、始業時刻までに解除されても休校です。

※大雨警報(土砂災害)のみが発表されていても休校とはなりません。

★午前7時から始業時刻までに気象警報が発表された場合

休校とします。 登校をさせないでください。すでに登校していた児童については、安全確認をしたのち、教職員が付き添って下校します。

★授業開始後に気象警報が発表された場合

基本、授業を継続します。 また、校内にて緊急会議を実施します。

緊急会議の結果によっては、必要に応じて集団下校することがあります。実施の有無については、学校メール・HPにて連絡させていただきます。

★また、気象警報発表以外にも、突発的な災害や不審者対応など、児童の安全のために集団下校をする場合があります。

◎気象庁から発表される大雨警報には、「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」の3種類があります。

休校になるのは、「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」が発表されている場合になります。

「大雨警報(土砂災害)」のみが発表されていても休校にはなりません。

大雨警報の種類について、テレビ等の情報ではわからない場合は、気象庁ホームページよりご確認ください。

検索 → 気象庁 → 気象警報・注意報 → 近畿地方 → 大阪府

◀ 気象庁ホームページ URL → <https://www.jma.go.jp> ▶